

【用語集】

①M&A

M&Aとは「MERGERS(合併)AND ACQUISITIONS(買収)の略称。日本では会社法の定める組織再編(合併や会社分割)に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む事業の引継ぎをいう。

②中小M&A

中小M&Aとは後継者不在の中小企業の事業を、M&Aの手法により、社外の第三者である後継者が引き継ぐ場合をいう。

③M&A支援機関

M&A支援機関とは、中小M&Aを支援する機関である。具体的にはM&A専門業者、金融機関、弁護士・行政書士等の士業、商工団体の中で、中小企業庁に登録されたものをいう。

④基本合意書

基本合意書とは、譲り渡し側が、特定の譲り受け側に絞ってM&A交渉を行うことを決定した場合に、その時点における了解事項を確認する目的で記載した書面をいう。

⑤クロージング

クロージングとは、M&Aにおける最終契約の決済のことをいい、株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約を締結した後、株式・財産の譲渡や譲渡代金の全部または一部の支払いを行う工程をいう。

⑥バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

バリュエーションとは、企業または事業の価値を定量的に評価することをいう。評価額は譲渡額を決める際の目安の一つとして取り扱われる。評価手法は様々なものがあり、企業の実態や事業の特性等に応じた手法が選択される。

⑦デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンス(Due Diligence)とは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側が士業等専門家に依頼して実施する調査をいう。



行政書士TK総合法務事務所

JP-HP:

<https://www.tksogohoumu.com>

CH-HP:

<https://tksogohoumu.wixsite.com/ch-home>

行政書士TK総合法務事務所

特定技能支援機関登録番号: 21登006018号

行政書士登録番号: 20081453号

東京入国管理局 登録証: (東)行21第36号

M&A 支援機関 第97009351 号

なぜ、いま、中小企業のM&A【中小M&A】が注目されるのか

①中小企業を取り巻く現状

中小企業の経営者は高齢化しており、中小企業庁が公表している資料によりますと、2025年までに、平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は245万人に及ぶとされ、そのうち約半数の127万人が後継者未定と見込まれています。
後継者不在の中小企業等は、何らの対策も講じない場合には廃業せざるを得ない状況であります。



②事業承継における中小M&Aの役割

中小企業等が廃業した場合、従業員の雇用が失われたり、取引先や顧客に多大な影響を及ぼすため、多くの関係者の混乱を招き、ひいては地域経済にも悪影響を生じさせるおそれがあります。
また、廃業による経営資源の散逸が積み重なることにより、優良な経営資源が活用されないまま喪失されてしまうことは、日本経済の発展にとっても大きな損失となります。
これらの回避策として、他の企業に会社や事業を譲渡して引き継いでもらう中小M&Aが今注目されています。

③事業承継とは？

《事業承継態様から見た類型》

- A.合併
- B.企業買収
- C.事業(営業)譲渡

《承継者の属性から見た類型》

- A.親族内承継
- B.従業員承継
- C.第三者承継【M&A】



③中小M&Aに関する様々な施策

上記の状況に鑑み、日本では中小企業のM&Aを推進するための様々な施策が実施されています。

- 2013年「経営者保証に関するガイドライン」制定
※2019年12月「二重徴求」原則禁止が明確化
- 2020年「中小M&Aガイドライン(事業引継ぎガイドライン)」制定
※「M&A支援機関」制度創設
※M&A支援機関への報酬等に補助金支給(最大750万円)
- 2016年「事業承継ガイドライン」
「経営者のための事業承継マニュアル」制定

⑤M&Aの進め方

行政書士TK総合法務事務所
中小企業庁認定のM&A支援機関
【中小企業庁第97009351号】



- 1.M&A支援機関へ相談
- 2.バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)
- 3.買い手の選定(マッチング)
- 4.交渉・基本合意の成立
- 5.デュー・ディリジェンス(DD)
- 6.最終契約の締結(株式譲渡・事業譲渡)
- 7.クロージング(引渡し)
- 8.クロージング後(ポストM&A) 業務フローの引継ぎ・各種名義変更等

M&A、事業譲渡、法人の買収等、事業承継案件は
TK総合法務事務所にお任せください

